

# 【後期高齢者医療】

## 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在お持ちの減額認定証の有効期限は **平成30年7月31日**です。

### ○減額認定証の更新

所得区分が住民税非課税世帯の低所得者Ⅱ・Ⅰの被保険者の人が医療機関などで受診される際には、申請により交付される後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）を医療機関などに提示することで、窓口で支払う医療費が自己負担限度額までとなり、入院時には1食あたりの食事代も減額されます。

現在、減額認定証をお持ちで、8月以降も所得区分が低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する場合は、新しい減額認定証を保険証に同封し、7月下旬に送付いたしますので、申請の手続きは必要ありません。ただし、次に該当する人はご注意ください。

#### ①世帯内に所得の未申告者がいる人

世帯内に所得の未申告者がいる場合は、新しい減額認定証は送付されません。所得がない場合でも「なし」の申告が必要ですので、鏡野町役場で、6月末までに申告を行ってください。

申告により、所得区分が低所得者Ⅱ・Ⅰとなった場合は、減額認定証を引き続き交付します。

#### ②長期入院をされた人

平成29年8月1日以降、所得区分が低所得者Ⅱで減額認定証をお持ちだった期間内に、入院が通算90日を超える人は、鏡野町役場で申請してください（岡山県の後期高齢者医療保険加入前の医療保険において区分Ⅱ・区分オの認定証の交付を受けていた間の入院期間も含む）。要件を満たしている場合、1食あたり160円となる減額認定証を交付します。ただし、平成29年8月1日から平成30年4月30日までの間で入院が90日を超える人は、申請の手続きは必要ありません。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	交付年月日
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
発効期日	
適用区分	
長期入院該当年月日	保険者印
保険者番号並びに名称及び印	岡山県後期高齢者医療広域連合

## 限度額適用認定証の交付について

平成30年8月から現役並み所得者の高額療養費の自己負担限度額(月額)が変わります。それに伴い、限度額適用認定証の交付が始まります。

### ○所得区分について

平成30年8月から現役並み所得者の所得区分が、課税所得によって3段階に分かれます。(P7表参照)

課税所得145万円以上690万円未満の現役並み所得者Ⅱ・Ⅰの被保険者及び同世帯の被保険者の人は、申請により後期高齢者医療限度額適用認定証が交付されます。

医療機関などで受診される際には、後期高齢者医療限度額適用認定証を医療機関などに提示することで、窓口で支払う医療費が自己負担限度額までとなります。

1か月に1つの医療機関での窓口負担額が高額になる可能性のある人は、鏡野町で申請を行ってください。申請書の受付は6月から開始します。

ただし、次に該当する人は注意してください。

#### ●世帯内の被保険者で所得の未申告者がいる人

この場合は、交付ができません。所得がない場合でも申告が必要ですので、鏡野町で申告を行ってください。

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	交付年月日
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
発効期日	
適用区分	
保険者番号並びに名称及び印	岡山県後期高齢者医療広域連合

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課  
岡山県後期高齢者医療広域連合

電話(0868)54-2986  
電話(086)245-0090